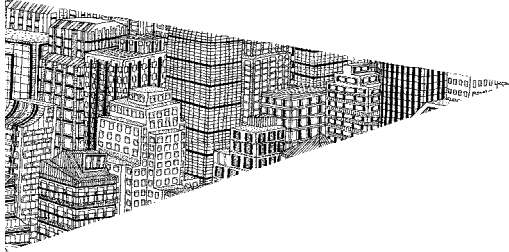


タックス・アラート

2012年8月



法人所得税に関する新たなCircular

要約

- ▶ Circular 123はその他所得、免税所得、特定事業に対する課税所得の確定方法、控除可能な費用、控除不可能な費用、損益の繰越及び税制優遇措置など法人所得税に関する規定を補足、修正した。
- ▶ Circular 123は2012年9月10日より有効になり、2012年度の税期に適用される。

法人所得税（法人税）に関する2011年12月27日付けDecree 122/2012/ND-CP及び2008年12月11日付けDecree 124/2008/ND-CPの詳細施行を規定する2012年07月27日付けCircular 123/2012/TT-BTC（Circular 123）が発行されました。

基本的に、Circular 123はCircular 130及びCircular 18と同様の内容を有しますが、以下の注意すべき新たな規定が追加されました。

特定な場合に対する課税所得を計算するための売上高の確定方法の補足・修正

- ▶ **資産リース活動**：法人税の課税所得は一回に支払われる数年間の所得に従って計算が可能になります。事業体が優遇税制を享受している場合、優遇税制を享受する1年間の法人税は前払年数の総法人税を前払年数に分けた価値となります。
- ▶ **ゴルフ場事業活動**：課税所得の計算は一日チケット或いは数年間の期限を有するゴルフメンバーシップの販売方法に基づきます。数年間の期限を有するゴルフメンバーシップの販売方法場合の一年間の課税所得は前払年数の総課税所得を前払年数に分けた価値となります。
- ▶ **保険事業活動**：課税所得は所属事業体間或いは独立会計所属事業体と本社間の代わりに回収した分を含めません。

控除可能な費用及び控除不可能な費用

- ▶ 生命保険購入費用が労働契約、労働協約、会社財政規制の何れかに記載される場合、控除可能な費用として認められます。
- ▶ 失業援助予防基金に拠出する引当金は（法律に基づき強制的な失業参加対象ではない事業体を除き）控除可能な費用として認められません。

その他所得の修正・補足

- ▶ プロジェクト譲渡所得、鉱産物の調査・探索・加工権の譲渡所得などはその他所得に補足されました。
- ▶ 資産の再評価による増額はその他所得として計上可能になります。
- ▶ 在庫品の減価引当金、金融投資引当金、貸倒引当金、製品保証引当金、給与基金の引当金の戻入はその他所得として認められません。

免税所得

- ▶ 排出削減量認証（CERs）の譲渡所得は認証発行日より1年間以下で免税されます。但し、該当譲渡は環境に関する権限を持つ機関が規定に基づき承認をする必要があります。
- ▶ 株式会社が株式を発行する場合、発行価格と額面価格の差額は法人税の課税対象外になります。

欠損金の繰越

- ▶ Circular 123により、前年度の欠損金を後年度の各四半期に臨時的に繰り越す方法が明確になりました。
- ▶ 以前の課税期間に於いて、事業体が赤字になった場合（欠損金の繰越期間中）、利益のある活動に対して繰り越さなければなりません。事業体が活動別の欠損金を区別できない場合、まず優遇税制を享受する活動利益に欠損金を繰越します。残る欠損金が優遇税制を享受しない活動利益に繰り越されます。

優遇税制

- ▶ 事業体が優遇税制を享受している期間に於いて、税期の変更をする場合、税期変更年間に優遇措置を適用する或いは翌年度に優遇措置を適用する方法を選択することができます。
- ▶ 事業体が事業を追加する場合の拡大投資に対する法人税優遇措置は更に明瞭になりました。事業体の生産拡大投資プロジェクトが2008年12月31日までに建設中で、2009年中も継続に建設し、2010年より生産に入る場合、拡大投資プロジェクトより所得に対する法人税税率が適用されません。
- ▶ 投資優遇地域に投資するプロジェクトによる新設事業体は優遇税制を享受します。但し、投資優遇地域以外の活動からの所得がある場合、法人税優遇措置を享受するために、事業体は投資優遇地域に於ける活動からの所得を別に計算しなければなりません。
- ▶ 事業体は税制上の優遇税率を適用できるが、それに基づき申告をしなかった場合、税務機関が調査を行い、優遇税額の増加をした場合、事業体が税務機関の調査結果に基づき納税することを更に明確に規定します。
- ▶ 優遇税率が適用される活動の所得及び適用されない活動の所得を別々に計算できない場合、総売上高或いは総控除可能な費用に対す

る売上高或いは費用の比率で計算することができます。

Circular 123は2012年9月10日より有効となり、2012年度の税期に適用されます。

法人税に関する税制の変更が大きいので、2012年度の税期より新たな政策を正確で効果的に適用するために、事業体は自主性を持って、ガイドラインを検討する必要があります。

上記のCircular に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb ディレクター

sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター

thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドチャイナ

Takahisa.Onose@vn.ey.com 統括ディレクター

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター

trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター

the.gia.tran@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000266

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。